

事業の再構築に 取り組む皆様へ

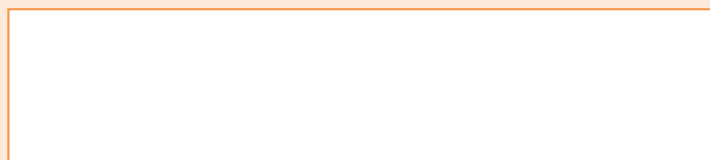
事業再構築支援のご案内

事業再構築補助金

- ✓ 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向けの特別枠を創設します
- ✓ 新型コロナに加え、原油高・物価高等の影響も受ける事業者向けの特別枠を創設します
- ✓ グリーン分野での取組を重点的に支援する特別枠を創設します

の御案内です

詳しくは裏面



事業再構築補助金

- * 売上高減少要件を一部緩和するなど使い勝手を向上させます。
- * 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する特別枠を創設します（最低賃金枠等も継続）。（最大1,500万円/補助率3/4（中小））
- * グリーン分野への取組に対する特別枠を創設します。（売上高減少要件撤廃、最大1億円/補助率1/2（中小））
- * ウクライナ情勢や原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者に対する特別枠を創設します。（最大4,000万円/補助率3/4（中小））

- * 対象要件：①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
（※）以下の要件は撤廃
「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」
（※）複数事業者が連携する場合は売上高減少分の合算が可能
- ②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること 等
- * 開始時期：第6回公募（令和4年3月28日から6月30日まで）より実施
（※）原油価格・物価高騰等緊急対策枠は準備でき次第実施
- * 対象経費：建物費（※）、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費は上限等の制限あり）
（※）移転に伴う一時的な貸工場等の賃借料についても建物費の一部として認める。

* 補助上限額・補助率

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）	500万円、1,000万円、1,500万円（※2）	中小3/4 中堅2/3
回復・再生応援枠 （引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援）		
原油価格・物価高騰等緊急対策枠（緊急対策枠） （ウクライナ情勢・原油価格物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている事業者に対する支援）	1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円（※2）	中小3/4 中堅2/3 （※3）
通常枠	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円（※2）	中小2/3 中堅1/2 （※4）
大規模賃金引上げ枠 （多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援）	1億円	
グリーン成長枠 （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援）	中小1億円、 中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

（※1）補助下限額は100万円 （※2）従業員規模により異なる

（※3）500、1,000、1,500万円超は2/3（中小）、1/2（中堅）

（※4）6,000万円超は1/2（中小）、4,000万円超は1/3（中堅）

お問い合わせ先

事業再構築補助金 コールセンター

<ナビダイヤル> 0570-012-088

<IP電話用> 03-4216-4080